

凡 4
3647
2

成田參詣記卷二目次



八幡驛

八幡社

元亨元年古鐘
正宗脇指

古文書

八幡不知森

栗原本郷村

法華經寺

古文書
古文書目錄
富成常忍遺物
高上人碑

總社明神社

式内卜
社考

寶成寺

成瀬侯碑
葛飾六郷考



昭和廿三年
三月廿一日
小

成田參詣記卷二

ハ幡社ハ幡村小あり 此の方古ハ幡と云 社領五十二石 天正十九年 辛卯十一月 社の傳ハ

宇多天皇の勅願して寛平中石清水ハ幡茂移し祀ら 成書ハ 清和天皇貞觀中

國石清水鎮座ある時六十餘州國と小幡社ハ幡と置ると云 江戶名所因會ハ幡源頼朝御惣

近補使として諸國小守權とあり 此ハ源家崇徳の神宮也ハ六十餘國一祭ハ此ハ源頼朝御惣

置とのを。一説ハ天長元年九月和氣朝臣真綱小勅して諸國小祭ると云 以上源氏

中に系り源石將修造と加らる 當社の傳ハ此と正説と云 正月十五日筒粥の神事

預め本年の豊凶と云 八月十五日放生會の神事あり此日神輿を出せり

長き柱小布戎巻其布を結合せて是と云 祈願ある人件の柱一登り社の方を拜し

次小四方を拜し終りて下る 此事權所よりあり唐山の鞆紐の類なるハ勝夜名所志より

五日の祭事に次たる大まらなり 十四日より十日まで前後五日男女雜當齋集を此町多

生美所と云い 銀杏の神本あり 粘合本と云周圖三丈許此本 別當法漸寺といふ

地阿弥陀如来 祠官を鈴木主馬と稱 石の配本社に側下馬札あり由来と詳

成田參詣記卷二

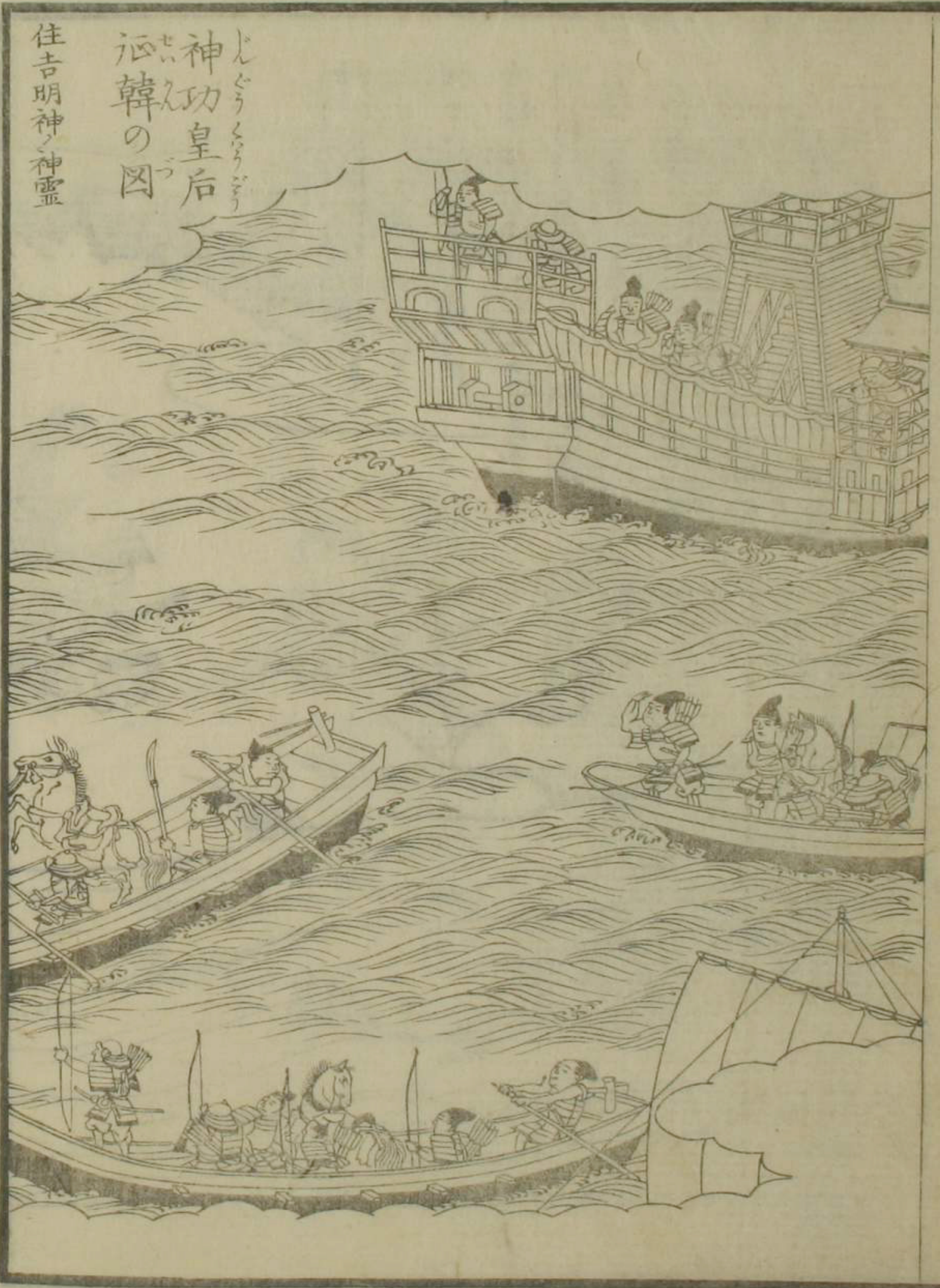
神功皇后肥前松浦河まて
 釣を投げ征韓の勝敗を
 預めトひまの図
 市髪ヲ海水ニヒタシ分チ束子ヲ男装ヲ
 成シ給ヒシハ樞日浦ニテコトナレト此真姿
 フ画レハコトヲ省ケルナリ
 或云熊襲ハ百襲ニテ屢ミ反セシモ高
 麗新羅ノ外投ヲ頼ミマツロハサリナリ 皇
 コレヲ悟シ其根本ヲタチナルヘシ當時史文
 曖昧特ニ仲哀天皇ノ崩ルニナラズト云ケニ
 イレタルトニコソ然ルニ史ニ財宝ヲ得ニトテ
 他ノ國ヲ撃チシ趣ニ見エシハ大ニ非カトナリ

○成田参詣記卷二

〇二



武陵
 吉
 雅



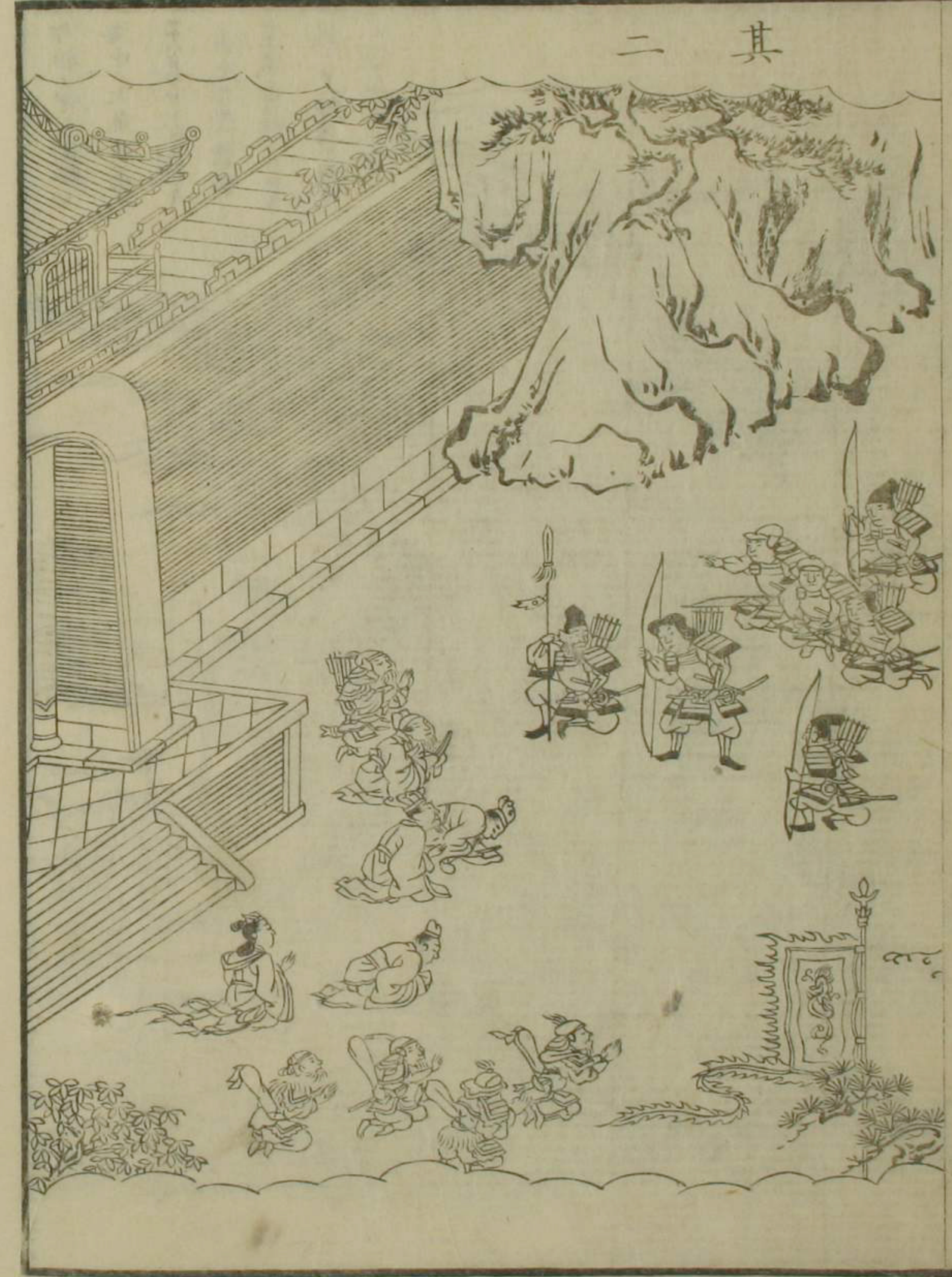
神功皇后
 征韓の凶
 住吉明神の神靈



御船ヲ守リ先駈シ
 海中ノ大魚浮出テ
 子ハタラサレ分ミ行キ
 ミ由史ニ見ユ當時
 皇威夷狄ニカヤキ
 謚シテ神功ト云モ
 ユヘアルユトナリ

○成田參詣記卷二

〇三



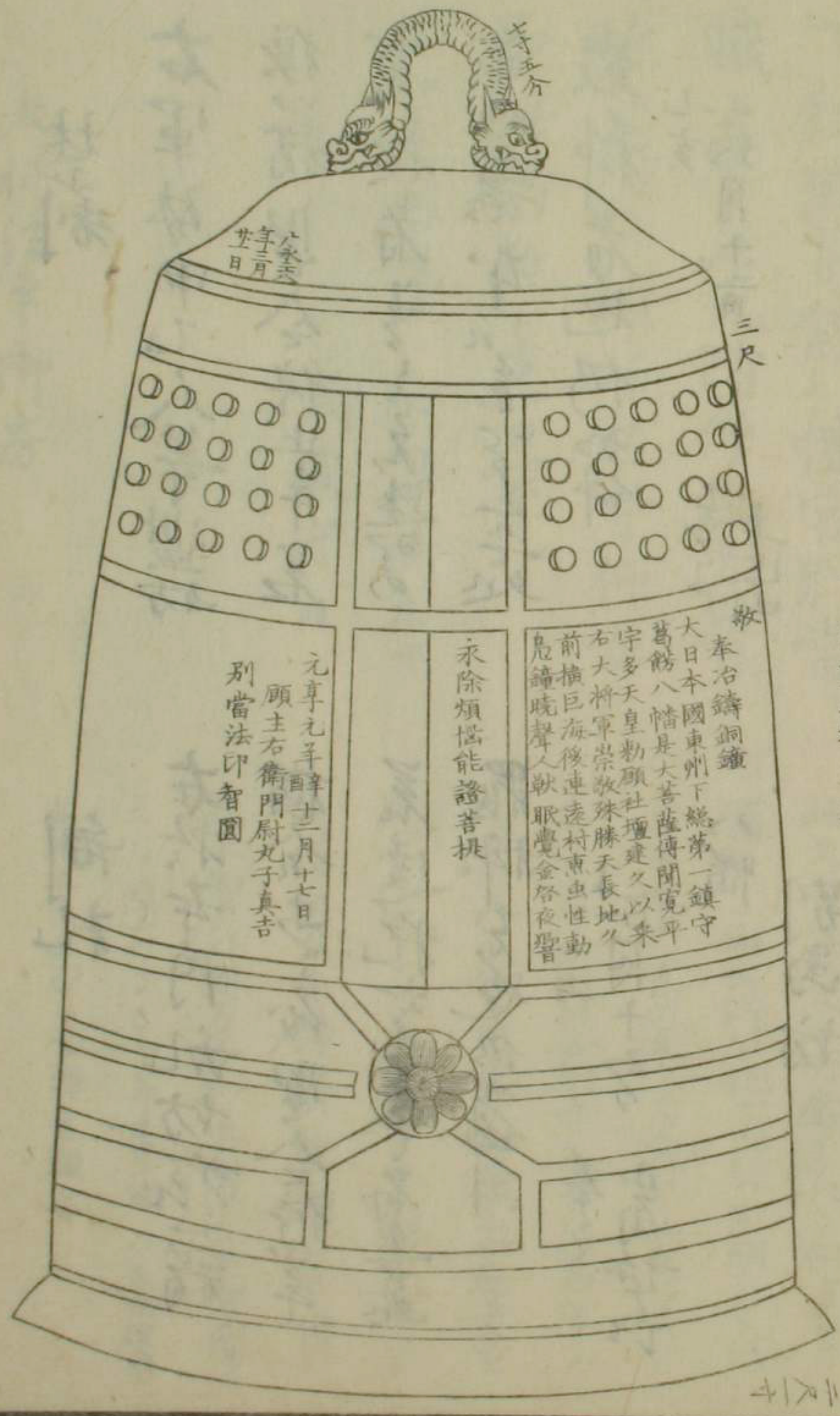
小石或云此祠の右の方小駒止石と云あり是昔下馬所にて今の下馬札
 其所より此故事ありと云藏海代記録小延享五年二月三ヶ國津免勸化并下馬札書替
 大切ふの教古は仰付云
 長二尺中一尺五寸餘

○寛文三年法漸寺仙榮宮社再造記小蓋往古□文謂應安六年事始永
 和四年營作而御遷宮有之達上聞之時管領圓城寺圖書頭源氏政時
 侍所原孫三郎平貞茂同彈正左衛門尉平氏春令所當國之中六箇莊
 之棟別錢為毎月無盡連々建立之畢時之入足都而一千八十餘貫文
 矣云云

○古鐘一口 寛政五年の秋楓の天本風小吹倒し根本の根と穿ら堀出せり龍頭の側小石永
 埋しこの歳州ふる下と云されそのをりなり年月と云るせりありとも思はれず按ふ
 元亨の鐘は火災小うとて應永中改鑄せり年月あり一但徳文の原のまにありけりある
 八幡不知森同所南の方ふあり方二十歩許り往古八幡宮鎮座此地ふりと云
 傳ふ今もは漸森の中に小石祠あり稻荷と祭祀り里人云若一人此中小入時ハ

古鐘一口

東鑑治承四年十一月十日以武蔵國丸子庄
 賜葛西三郎清重此地一人ニヤ



林割

右軍勢甲乙人等濫妨

狼藉堅令停止早着

肖控者五々名速可め

取法之懸本に系下立止

最科者也仍此件

し亥

八月十日

寺山

割札

右於寺内乱妨狼藉

横令止し依堅令停止早

着速犯少年五々名速可め

罪科者也仍此件

子

正月十日

奉々
山南

八幡

別当坊

下総國葛飾八幡宮別當
職事以大補僧正上智
跡所被補任也者仰旨
如此仍執在三年

正和五年閏十月五日

左馬控頭 花押

武藏守 同

大補法平御房

此文書或人の所藏されと何方より
寫せし由出所と記されしを朋からん
且原本と寫の文字も違ひやまらぬ
ふしこれ河内の金剛寺文書と寫さる
後此紙是も同寺に所藏せし原書と
見ん人平下。正和五年より元亨元年ま
て僅六年前鐘銘の智圖と云僧ハ
此上智跡跡たる也上智と云智圖と
云も因あること不覺ゆ。左馬控頭
高時也武藏守ハ金澤貞顯也

法漸寺所藏

刃長一尺一寸四分
中一寸一分

心三寸九分

五〇〇入道正宗

奉修八幡宮

勅額ナリト云

光明皇后 經切
傳教大師 同
智證大師 同
弘法大師 同

一尺一寸四分



二尺九寸許

必灰神の祟ありとて垣を繞らして入ることを許さば一説小此森の邊ハ幡の地

故ハ幡の地と云ふは幡の地と云ふは幡の地と云ふは幡の地と云ふは幡の地

八幡驛ハ房総路頭にて千住新井宿ハ幡の三宿ハ道中奉行の支配ハ

昔モ驛場とてあり一ふらん今の古ハ幡と昔ハ驛と見えハ延喜式の井上モ

是地ハ多々一その船橋と大日と称一ハ大井とハ大堰と見まハ古ハ真間

乃浦と堰て用水とせしふらん此ハ井上とを呼ふふハ一ハ按ハ中古ハ延喜ハ日

類ハ河と大井河と云ハ類ハ河と大井河と云ハ類ハ河と大井河と云ハ類ハ河と大井河と云

辛酉隨筆ハふとつハ田ハ小まらハ次料ハハ事ハ今尾張國美濃國カト云

田小そく事也 哥小池水言と 此を池とまひし沼とまひり 名所の池沼

とを中國より池といひ 打まり勢ては池沼より小そのなまさと田小沃す料の

水なふゆ急井とま 井とま 山ろとも田ろともりふこはて又平なる地して

ハ大井河ふとやう此何をせきまけ あつきてるのくみよ水のよむやうい

てせ渡り水とせよわろろ之田小 あつきてるのくみよ水のよむやうい

まろり水とせよまろりゆ急るせきとりふ あつきてるのくみよ水のよむやうい

はたたりその堤を井とりふ あつきてるのくみよ水のよむやうい

井桁とりふ あつきてるのくみよ水のよむやうい

こはる堤のあり一故所の名もいひ一之玉川やうてその流をさへ

飛を井とせりぬ教くの集井もみふ此渠と池との事なる成直三世の

先達を井を堀井戸のせれると心えたる小やはてハ尾花らゆ志はく此

田ろ小丁う程も寒来鳴ぬ 九万葉 又伏見の田ろ小丁渡り 九 又朝霧の

量たひく田ろ毛啼丁も 九 なるあるを井戸の底より丁のふりむ

事いゝとたもひて田つら秋家の事とそいふなるはらは山里をゆる

とそ浦はとをうらふとえいづ之をさるたひ一ツもきこえさゆそ

いゝとて居の字をわらむ タチ井 起家の居あり居所の居いふある

を讀へさ意と そと 訓とたへいあひてる あつきてるのくみよ水のよむやうい

の語とて あつきてるのくみよ水のよむやうい

たも説なりあるを堀井戸 あつきてるのくみよ水のよむやうい

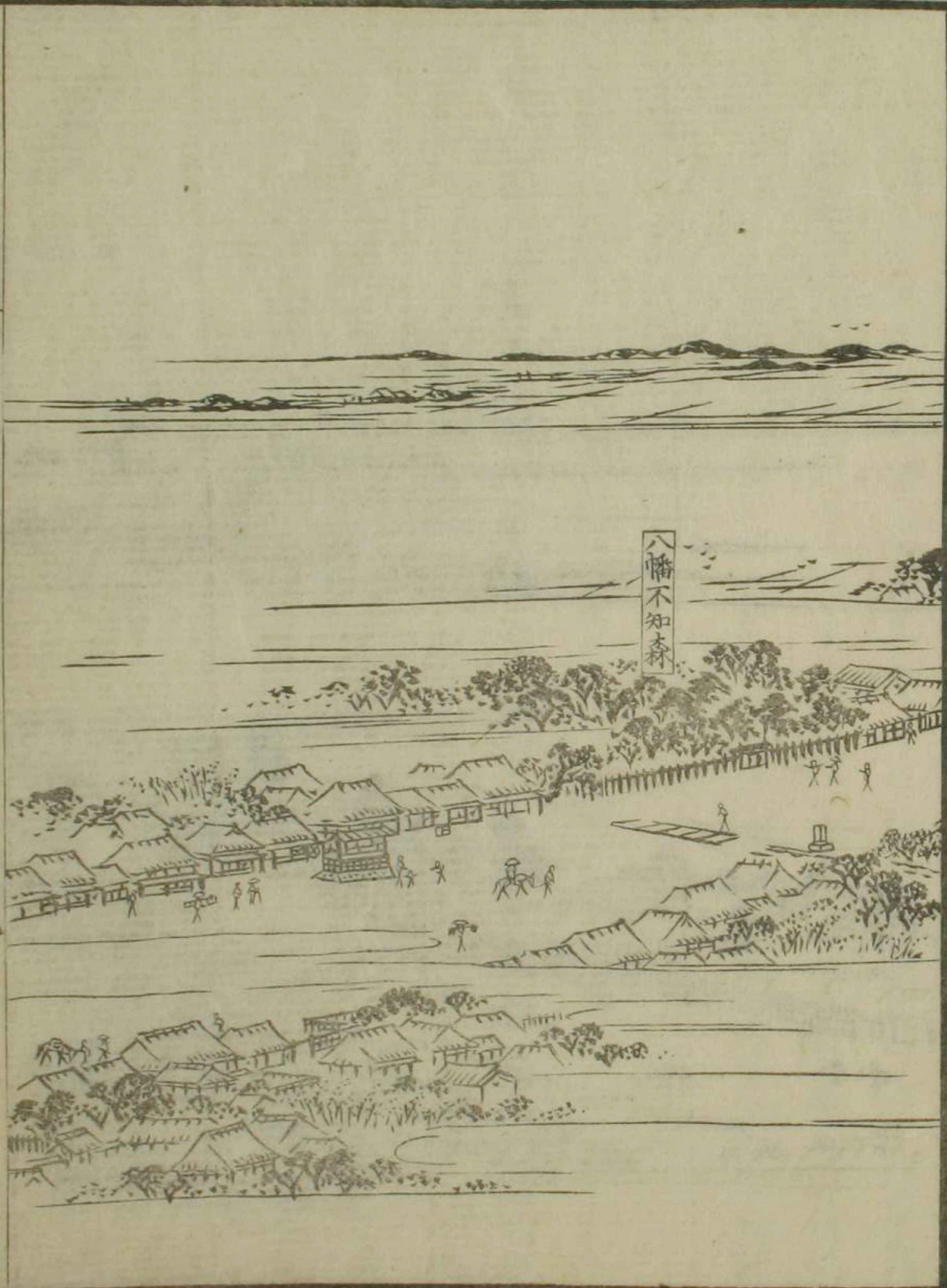
こふ飛を井小やとまはす あつきてるのくみよ水のよむやうい

一もま あつきてるのくみよ水のよむやうい

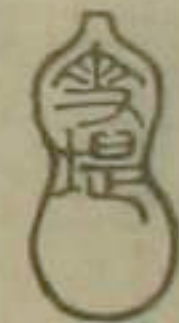
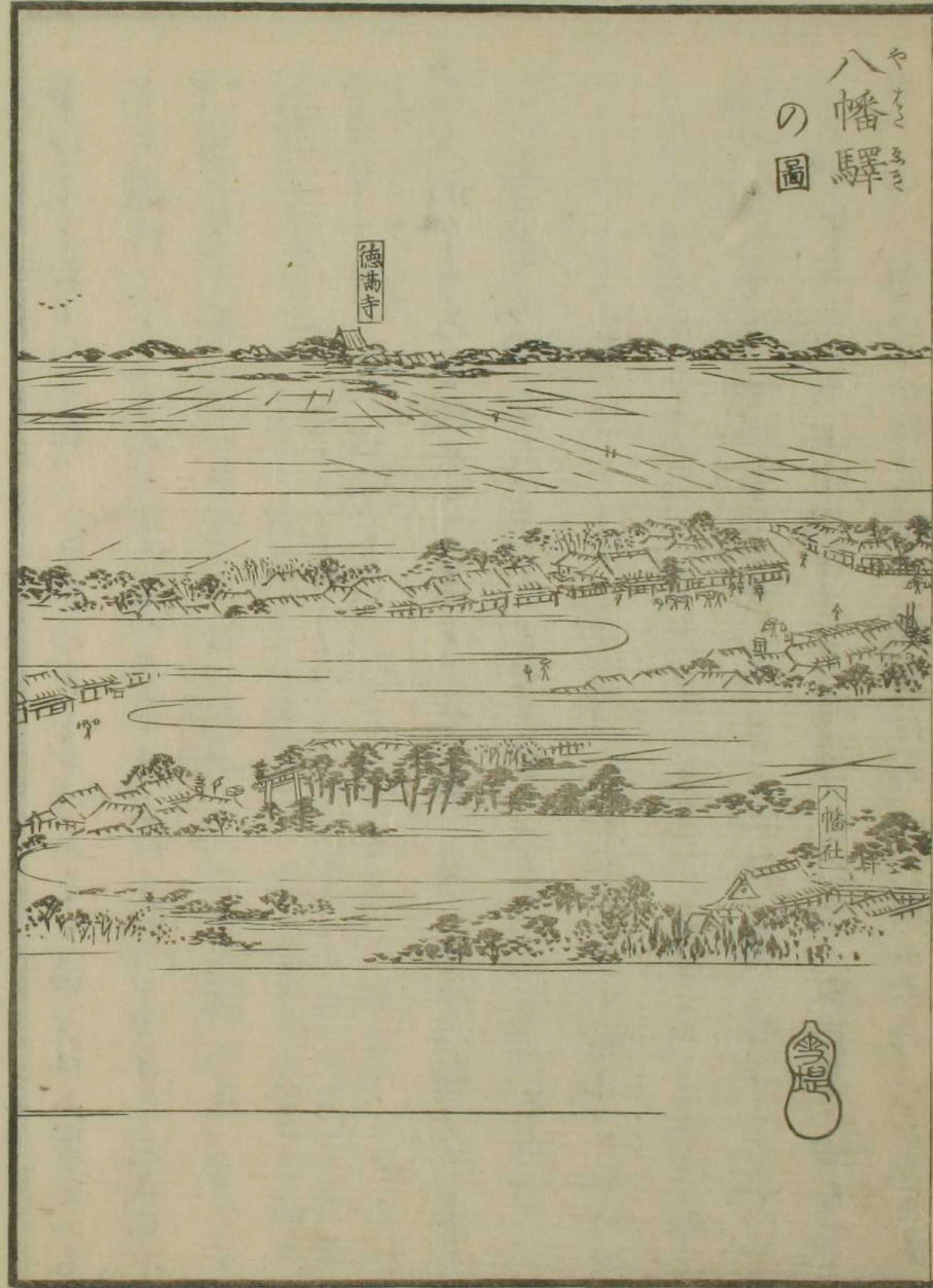
少結多 あつきてるのくみよ水のよむやうい

堀井戸の底ろやれおひんやう あつきてるのくみよ水のよむやうい

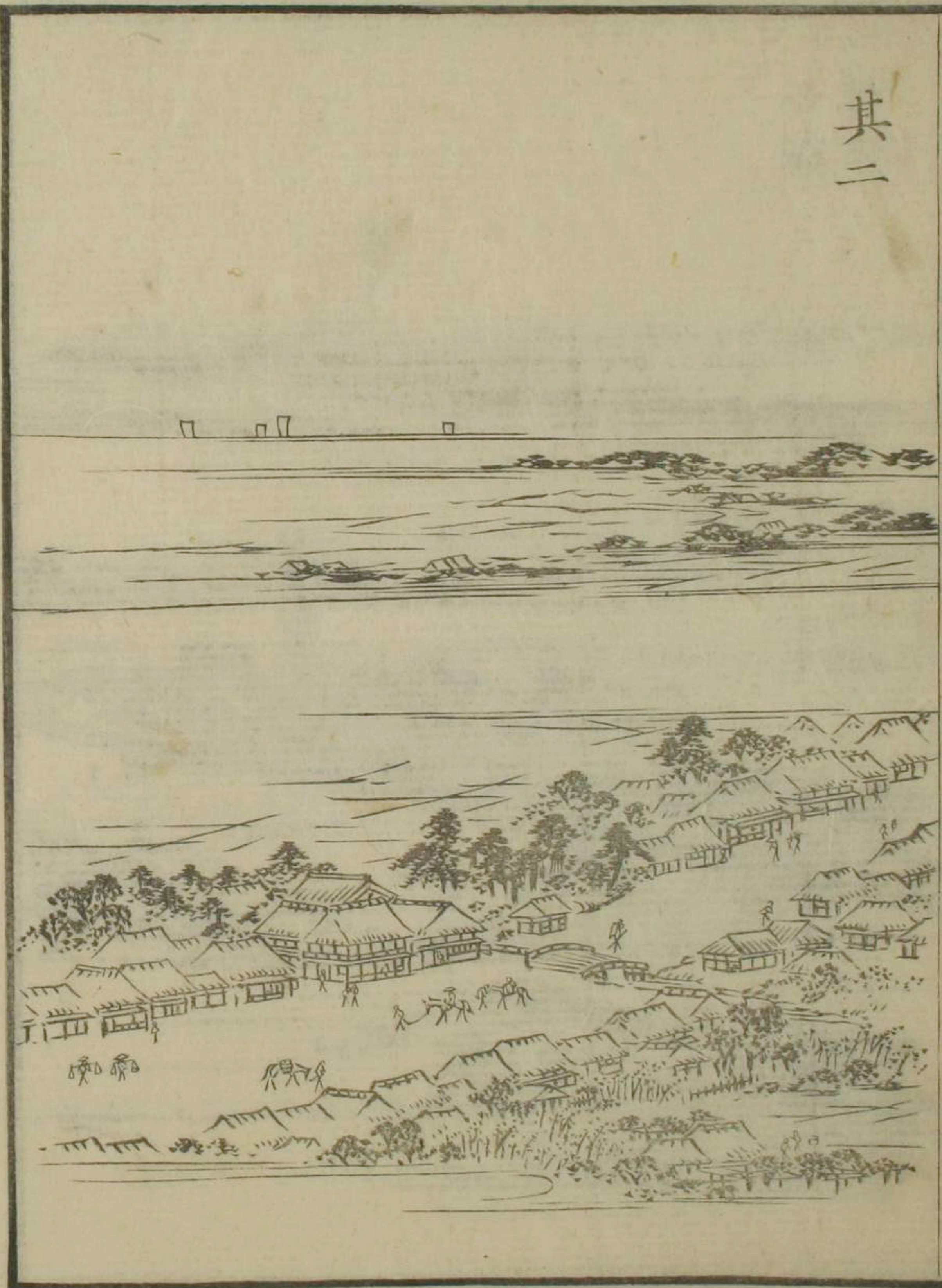
一も滞所 あつきてるのくみよ水のよむやうい



八幡^{やま}驛^{まき}
の圖



其二



こまけりすその田あはれふとく新拾遺集にゆくゑのそ所
く此田あはれゆの庵このもり此まに今ありまを新千載集に終竹乃
名しみのこるけりあゆのふおひあはれ終てまあはれらむなこのれ
程多かり亀井と小井戸を真間井ふあくと云説ハ
此の二則を辨をすといはく其非とふや

○武藏國の住人小葛西三郎清重といふ人ありよりて葛飾をひかりより
武藏國の屬郡と心得たり人ありて和名鈔小も拾芥抄
にそ葛飾ハ下総此國小出たり吾妻鑑卷一小治承四年十一月十日戊
午次武藏國丸子庄賜葛西三郎清重今夜御止宿彼宅と有され清
重を盛装記小武藏國此住人とかけり生國ハ下総の西葛飾を色ど
え武藏國此丸子の庄に居修せらる故武藏國此住人とかけり云

野々舎 隨筆 ○元亨鐘藏の右衛門尉丸子真寺ハ
清重の子孫小や猶考ふ
正中山本妙法華經寺 應永二十七年千葉介龜胤文書云下総國ハ楯庄本妙寺法華
經寺和法寺三ヶ所寺務職云云今ハ兩寺の号と合せて本妙法華

經寺と 中山村あり寺領五十石一斗餘天正十九年日蓮上人最初轉法輪の道
 場あり開基土岐播磨守ハもと因幡國富城の産なり富城ハ因幡國巨港郡
 罵城罵城ハ作云罵ハ富此地小移住して後鎌倉小仕へて弘安の昔日蓮上人
 小歸依一雜染して日常と号し正安元年巳亥三月二十日示寂忽ち巳居
 宅の地と喜捨或書云太田五郎左衛門兼明日香の教と云け自ら宅地と轉て佛宇
 今の本堂の地ハ兼明の宅地なり兼明ハ中山民部少輔兼連の子なり
 法華堂の元地ハ東の方三町程あり
 法華堂と俗ハ四貫堂と云
 今の本堂の地ハ兼明の宅地あり今奥の院と稱せり此地ハあり法華堂と俗ハ四貫堂と云
 法華堂の元地ハ東の方三町程あり
 法華堂と俗ハ四貫堂と云
 後小移住して日常と号し正安元年巳亥三月二十日示寂忽ち巳居
 宅の地と喜捨或書云太田五郎左衛門兼明日香の教と云け自ら宅地と轉て佛宇
 今の本堂の地ハ兼明の宅地なり兼明ハ中山民部少輔兼連の子なり
 法華堂の元地ハ東の方三町程あり
 法華堂と俗ハ四貫堂と云
 今の本堂の地ハ兼明の宅地あり今奥の院と稱せり此地ハあり法華堂と俗ハ四貫堂と云
 法華堂の元地ハ東の方三町程あり
 法華堂と俗ハ四貫堂と云
 祖と日祐上人と云大輪阿闍梨と稱し應安七年五月十九日示寂年七十八今の本堂より西
 南の方二町程小祐師山と云あり其墳墓なり此處ハ二世日高上人の
 碑あり其後十二世日琬上人のとき今之朱章賜りしと云日琬ハ慶長三年戊戌ハ
 月二十七日示寂
 ○鎌倉大草紙卷下小千葉介宗胤三井寺を討死し貞胤ハ北國落きてハ宮方にて新田
 義貞の御供をありし其心からて尊氏於味方たりけり弟胤貞ハ宮方にて
 千葉に有けり宗胤の子息日祐上人法華宗學匠にて下總國中山の法華寺

の中興開山を是より流貞より中山七堂建立あり五重の
 塔婆を建らし其後胤貞上洛して吉野へ参り西征將軍の官御下向の
 時御供して九州へ下り大隅守小補任し肥前の國とも知行しけり日
 祐上人を九州へ下向し肥前國松王山と建立して總州の中山を
 引て末の代まで此所と中山と両山一寺と号しと云く
 支院二十四あり浄光院法宣院本行院安世院。智泉院遠壽院。玄授院久城房陽雲
 房善藏房云善房延壽房惠雲房
 房祐壽房本光房正善房山本房氏本房蓮徑房妙房善心房玉樹
 清水房常徑房等なり
 ○寺社鑑云献上二束一本任職泉州堺妙國寺輪番付並帶位
 職御禮無之年頭御禮大廣間獨禮坐一同御暇無之京都項妙寺
 國寺三ヶ寺三年
 代輪番任職
 所藏文書目錄
 天文十四年正月廿日一宗之元祖云云
 十月六日制札
 晴氏
 清原
 ○十
 ○成田參詣記卷二

三年十二月廿四日下總國八幡庄云云
 明德五年六月廿九日中山本妙寺云云
 晦日下總國八幡庄云云
 七月二日下總國八幡庄云云
 應永四年十二月廿三日治部卿大僧都日暹申云云
 十七年三月二日畏令申候云云
 十三年五月七日合直錢三十二貫文者云云
 廿七年十二月廿一日中山本妙寺云云
 廿九年七月七日中山本妙寺雜掌申云云
 八月晦日下總國八幡庄云云 本妙寺
 永享三年十二月二十四日賣渡申云云 本妙寺
 八年五月九日下總國八幡庄云云
 永正十一年二月七日□□御惣導師云云
 永正十二年五月九日前々□□文云云 本妙寺
 以上三十二葉
 文永十年五月廿六日惟一云云
 自相州鎌倉云云
 無年号正月廿七日大田入道殿赤返事
 無年号五月廿六日立正安國論云云
 無年月下春十日曾谷入道殿太田入道殿
 慶長六年卯月七日此御遺狀云云
 無年号七月二日八月分米云云
 文永九廿五小□米
 無年号十月廿二日 今月十四日御札云云

平滿胤
 平滿胤
 右衛門尉胤家
 沙弥道窓
 氏滿
 沙弥□越
 千田道胤
 兼胤
 左衛門尉定忠
 修理大夫花押
 原宮内少輔胤義
 胤直
 胤隆
 平胤隆
 右衛門尉胤敏
 日蓮
 日蓮
 日蓮
 日蓮
 日蓮
 本法寺日蓮
 日蓮
 六之介

無年号十月廿二日 今月十日云云
 無年号十一月廿九日鷲目云云
 正安四年三月日日蓮上人遺弟日高謹申
 文永六年十二月八日去見正嘉元年云云
 文應元年立正安國論
 嘉元四年正月十三日日蓮上人云云
 元應二年卯月廿六日故僧云云
 曆應二年十一月廿六日奉傳授大聖人云云
 康永四年二月二日大聖人御自筆云云
 至德元年九月日弁法印日尊謹言上
 慶長六年正月廿日大寶塔一幅云云
 十二月廿七日右之入日記云云
 以上二十一葉

日蓮
 日蓮
 □□□□
 沙弥道正
 日明
 大法師日忍
 日遍
 日曉
 日通

文應元年悅勤年
 吉見正嘉元年丁巳八月廿三日找死

武冠大徳家勅文其後ハ文永元年
 庚申七月十三日付宣命後白奉既
 最明寺入正辰之後文永元年左
 七月五日有是之時詔乙知時興松原
 自文永元年左庚申至文永五年左
 後正日十日強了九月年自西方大
 寺の古國可親我朝し也牒狀渡之
 又日五年市餘狀渡之既勅又時令
 爲之未未之の状に
 心書あ者冬を備北日と國之力

法苑經之志文取也感念經

文永六年三月廿五日

此書影寫ニアラス原書ト字跡違ヒシヤ知ルヘカラス

○馭戎慨言下ノ小 龜山天皇御世文永六年に蒙古の國に使高麗使
 と共小参りて對馬小著て其王の書と奉るその程ハ征夷大將軍の相摸
 國鎌倉小まりくて天下に大御政ハオホミツササマシ 御代たもけし其書太宰府
 にも鎌倉に奉りたまらるるを 朝廷ハ奉り給ふ御答コタヘ たらんか
 りふたそ有るもこの書の詞例のるやをり故小なくてや
 同しき八年に又その國の使趙良弼といふ者参りて筑前國今津といふ

所小治まぬをわく此時より此國を以蒙古をて小金といふ國をほ
ろばし不わく宋をそこらんとそをあらほひてその王が名は忽必烈
元の世祖といふ是也わらなる國をもみなうらまざるぐていひ
くつをいひ盛さるるつらなるにあふまなく皇國をえうる心有てう
度く使をば奉りしよりも元史を考ふるまづこの世祖が至元三
年といふに兵部侍郎黑的禮部侍郎殷弘といふ二人の者を使小治
て書を奉る其書にいづく大蒙古國皇帝奉書日本國王云日本開
國以來亦時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好云云冀身今以
往通問結好以相親睦云云以至用兵夫孰所好王其圖之といひ高麗
國王小治いひつめて此使をえさせけるを高麗國王よりいひの
つきてみちびくつらりしはむれくて歸りしを同五年にすも
おこせしとて御國小受入ざりしとて又はしりあつたづら小

よりぬくの文永六年に参りしこの使に此ほど高麗よりも度くつ
をいひ奉りふくして此事をわくくつらひをまじり太宰府よりて
うをいひ奉り同しき至元七年二月小治又この趙良弼といふをく書を奉る
その書小治云く如即發使與之偕來其或猶豫以至用兵王其審圖之と
いひ同八年九月小高麗の使此使をみち引て皇國小來りしとい
ひをらりし文永八年にあたまり太宰府につくる此使を免して
蒙古國王より奉る書を見んといひし小京に参りてふに 天皇
小奉らんといひて出さるるまじり蒙古の使京よ入るるにあらは
猶らにや奉れと志ひてせえたまは別小寫して出さるるを鎌
倉小治より鎌倉より 皇朝小奉り給ひるまじり或人のをろ
こしより御國に大將軍の書をねくれりといひ又此時に將軍の親
王ふまより故小國王とせりといふはひがしとて大將軍は御政

申すふるハ此時この國よていまだえらぬほどを統いし御國の
君よしくを統いしはて此蒙古の書きたもむきしみくろふ
とて御答たてしとてまごかろふとて参らんふとて命い
けてこふとて此より多し汝が王ふとていひておひ之を統い
くてまかり之りてくむれとてかたをけ統い其王いさ怒りて軍
おこし御國をより奉えとて思ひてまをそむくこの趙良弼
が参りしとて文永八年の十月ふて之よりやりしとて同九年冬より十
年の暮まで御聞ふとて元史の此良弼が傳ふ居日本歳餘とて
之より此文永十年ハ蒙古は至元十年とてその五月ふこの國ハ
よりつぎより同傳ふ又世祖が本紀より十年六月ふ之より
よりとてせり然るを同ト元史のより小日本傳ハ至元十年六月
復使日本と二度来しとてくともせり歸まるとり誤りて又

はるいよりあるとてその上御詞を考るとめ来りてよりこ
まをてくまるといんを其間ハ御國ふとてま統いしとて聞ゆ
れハ此日本傳ハひがしとて又皇國は近き代の書ともにて文永八年と
十年と二たび来つよりとてまをてく日本傳よりより誤りて
又八年とてえて久しとて筑紫ふとてめら統いたりとて二度来つ
がと廿ふハ聞えしふも有べしとて同しとて十一年十月五日小蒙古
の船たかくむらり来て對馬の淺茅が浦よりつきてたたくふ其
嶋のそののふちふせに戦ひしとて力及んでたたくたまね同十
三日あがて壹岐島まで入たらけをその島よてもふせきくねて
同十九日の夜筑前國までせえ来つとて二十日ハ筑紫の
ものふとておかく出て戦ひなふとてあがの軍をたきて退さ
ぬとてよりしも霜月廿一日の夜雨風いみしくたたくて其船と

もあらずやふれぬるいそいら皇神^{スメカミ}もちの御守り之を一代要記ふ
同廿日始合戦^{ハカリ}宰府軍等敗北了爰同日亥刻許兵船二艘出来晴天
合戦非凡慮之所及側知^{ニル}是神明之化儀也即異國軍兵退散と云
せり元史小至元十一年三月忻都洪茶丘といふそのらを將軍と
して大小九百艘船小一万五千のつともものをのせて日本をせえ
しむ冬十月其國小入云といつるをみててあらずは

後宇多天皇御世建治元年其冬蒙古の國より杜世忠といふ者
と使として書を奉りける此度御をたたく使とも京へ入まら
まをま^翌この年御正月小鎌倉小免するその人ともなむみれ
太宰府ふりめてはるひふ子四人と道のむもたたく人^四の
くしてきひしくちりつゝみてゆまて九月六日小鎌倉龍の口
といふ所へ殺して由井御濱といふ小首を^{カミ}を^衆を^{元史}小至

元十二年二月杜世忠何文著撒都魯丁を遣り又書をいとも又出
たへり同十七年二月日本殺國使杜世忠等といつる是より國の
至元十二年ハ即建治元年小あたれりさて杜世忠を殺されはそ
のま^翌と御年なると同十七年といつるは國よりハ此事を久しく志
らざるは始めて聞へたり時也然るを皇國の近き代の書共
小建治二年九月小蒙古御使を殺すと云りて又弘安三年二月
小杜世忠を殺すと云りて是を元史小至元十七年といつるは
乃てゆくりなく其年御事と思ひ誤れる物ありはて弘安四年六
月蒙古御使^賊どもむびつてくたしを來つ皇國より年ごらそ
の心せらきてふせき御まうけたごそふてはくし御軍所^{イナサ}はし
て防さ戦ひも社^{クモチ}にあたりはついでといへど筑紫の國內小
入ことあつた閏七月朔日 天皇神祇官に行幸まじく中御門大

納言経任卿を勅使として登遣せらるる此事を大神宮小祈
給ひ又國々社々小々御いのり有ける小その為の御さし
其た不りのも中にも伊勢能風能神能御さしなごいらるる
うらま賊し暴ふそれらその閏七月朔日の日能午此時むうらまあ
志風風能たこりてあたの船三子五百艘もらちらに浪ふたご
うちやぶられてたげま死に殘れるあごと免鷹嶋とり小嶋小有
て船をつらひ之らんとせしを又御軍おしよせてふりく
うらたひらげてけり元史小至元十八年正月命日本行省右丞相阿刺
罕右丞范文虎及忻都洪茶丘等率十萬人征日本云六月阿刺罕
以病不能行命阿塔海代總軍事八月諸將未見敵喪全師以還乃
言至日本欲攻太宰府暴風破舟云未幾敗率于閩脱歸言官軍
六月入海七月至平壺島移五龍山八月一日風破舟五日文虎等

諸將各自擇堅好船乘之棄士卒十餘萬于山下云七日日本人
來戰盡死餘二三萬為其虜云久之莫青与吳萬五者亦逃還十
萬之衆得還者三人耳とつる此時のる平壺島と平戸嶋と云
五龍山とこの鷹嶋とつる鷹嶋いまま玄海とつる也
閏七月朔日能風と八月一日といへる皇國と閏月の多る故之然
る皇國能書ども小もたなく八月とさるせる元史小わて誤
れる物そはてかく俄小まげし風能たこりてたやそく賊軍
のろびうせぬる廿ふも語り傳るとく小皇神秋の御力
こりて此度能あやまち小深くこりて後威た徳から國より
いふとる異ふととせいへはら之然るをもろく人此神の
道能くいひふることわりをばえらるで後世まで此敗や敗れと只

あし風の吹べきをりをそららざりし故と思ひあはれ蒙古陸
 の戦ひに得たまを船いそふつたまうりし故といひあはれ御國の國
 形に海をくぐりてわたりしことなむをのこ思ひをるはいと毛
 おろりたりきつる云く 私安四年十月廿二日蓮富城入道へ返書小去後七月内狀
 之内を鎮西小大風吹き浦々多々破損船充滿之間之是
 歳七月置国社と益證をく。使者四人
 とぞりい撒都魯丁と二人と渡連を命ふ之

譲与

下総國千田庄系阿弥堂藏田邊津能在家寺
 同社中村三右衛門藏田新町五段在家寺
 同社中村三右衛門藏田新町五段在家寺
 同社中村三右衛門藏田新町五段在家寺
 同社中村三右衛門藏田新町五段在家寺

又三郎名津能在家寺
 寺宇同平村地五段在家寺
 神田同八幡庄藏田新町五段在家寺
 若國藏田新町五段在家寺
 寺宇同平村地五段在家寺
 右取田中寺藏田新町五段在家寺
 堂名師近大補何因梨日祐永代奉讓
 御祈禱能くす御法代
 坊者之為子孫中致遠
 中山之為子孫中致遠

元徳三年九月廿日

平瀬貞成

千田の庄ハ香取郡小千田村あり其近カ八十四ヶ村を千田の庄といふ原の郷西
 嗟郡小原方村あり中村ハ郷香取郡中村之金原の郷同郡小金原村あり白
 井の庄印幡郡小白井村あり其近カ二十ヶ村を白井の庄といふ島田村真本野村平
 戸村小室村千葉郡ありハ幡の庄葛飾郡ハ幡駅あり其近カ□□村をハ幡
 の庄といふ曾谷村秋山村同郡あり光勝寺ハ松尾山と号し日祐開山之事前小引
 ところ大尊紙此条小詳あり本妙寺も前々見ゆ胤貞ハ宗胤の子千田太郎と
 稱以大隅守となす元弘元年千葉介貞胤小笠原ハ肥州小進發して軍功あり
 建武三年尊氏小笠原ハ關東に下向す途中病あり秦州不幸死年四十九法号俊徳
 院日叡と云三谷堂ハ香取郡注輪寺のことなり飯高村ハ根小屋谷中三谷谷松和田
 谷と三ッ小なる所謂三谷なり

讓与願事

可令大補僧都日祐願知悉國幡唐
 各中御事

右尚御内於中山堂敷地并先田畠未若已父胤貞
 就猶子與物讓与早似被成公方之安堵上若
 不及子細其外不殘一圓但真間堂寄進ハ幡大補僧都
 日祐 永代ハ讓与實也見一則具為訪代之之菩提
 殊者為胤從親弟二世所願成就也於若子孫於
 中至替此越致遠乱競望輩者永為承考之仁不
 可知行胤迹跡似為後日讓状如件

觀應三年壬辰六月廿九日

大隅守平胤繼

左判

真間堂ハ私法寺なりハ幡社家知行分とあり古ハ祠官あり事云らる今ハ法漸寺と云寺にて別當職をつとむ社人あり近來法漸寺に立るところハ亂繼ハ亂負の子也

○大僧正行基を菩薩といふたぐりて勅許ふあらは續紀聖

武卷天平勝寶元二月小豐櫻彦天皇甚敬重為詔授大僧正之位并施丁酉行基佛化の延

四百人出家和尚靈異神驗觸類而多時又号曰行基菩薩云々此

ごそ法徳あり衆人并と稱するハ勅許よりそ猶たふと一狀書ふ

賜号菩薩とありハ非なる野舎此ハ国分寺の下小入る事隨筆余儀ありにのま

中山本妙寺并法智日号申

下徳國ハ幡社古ハ私法寺本寺

石室及堂并敷地本寺付法書

右日浦育代ハ先師墨文引分
ハ後向省師通々桑希代不引也
不道往去永徳二年十二月晦日
法教出々方河付不持也本寺
お方本妙寺々狀如件

明徳元年六月廿九日

平滿源

日尊八中山四世應永六年九月七日示寂年七十七日滿八弘法寺四世明徳四年正月十日
示寂年□□平滿胤八氏胤の子千葉介と稱す應永三十三年六月八日卒年六十四法名
道山徳阿弥陀佛常安寺と号す

中山本妙寺別當治部卿法印日蓮雅堂申
下総國八幡庄法花寺弘法寺三石寺務職
因寺願谷中郷并小方村内田畠在家因庄曾名
郷田畠在家因秋山村内田畠在家因并法師傳
小室村因伊毛密進四半戸真木野木村因堂在家
千田庄原因堂免同庄中村内田畠在家堂内
因三谷村内田畠坊田畠光内千葉庄堀龍内屋敷

堂主不葛西御厨藤清卿内田畠在家永享元年
三年解題安堵去應安永清明德證文以下在
去應永四年三月廿三日 御判示的何上君領掌不
可有相違之状如件

應永七年十二月廿一日 為憑白

當寺別當法房

日蓮中山五世應永廿九年六月七日示寂年七十四谷中村北方村葛飾郡小あり神保村千葉
郡小あり伊毛窪八同郡神保注々三谷村八香取郡飯高村をり千葉庄八千葉郡堀籠村八
匝差郡宝米村をり葛西篠崎八武蔵國葛飾郡小あり御厨の事神風抄東鑑等に傳ゆ
餘ハ説前小出たり兼胤八滿胤の子千葉介又修理大夫と稱す永享二年六月十七日鍾倉

小牟年三十九法名喜山眼阿弥陀佛

日常所持鞍鐙大刀

日常日祐等法衣

古笙五管

一八加州侯より六薩州侯より寄りて所より三古末所修へ

外靈寶等數多々此と容易に見ることを許さきハ洩しぬ

祐師山日高上人碑

祐師山日高上人碑ハ右の方少あり文字剥落して後難
一掃小もと全文を具録しぬ
祐師の碑ハ正面少あり新碑なり古碑ハいつなりや
○祐師ハ鬼越村常開寺にて示寂し火化し此地ハ葬ると云

四尺四寸

大持国天

大廣目天

南無无邊行菩薩 大日天
南無上行菩薩 第六天
南無多寶如來 大梵天
南無釋迦如來 釋迦牟尼
南無淨行菩薩 南無淨行菩薩
南無安立行菩薩 南無安立行菩薩

南無妙法蓮華經

大毘沙門天

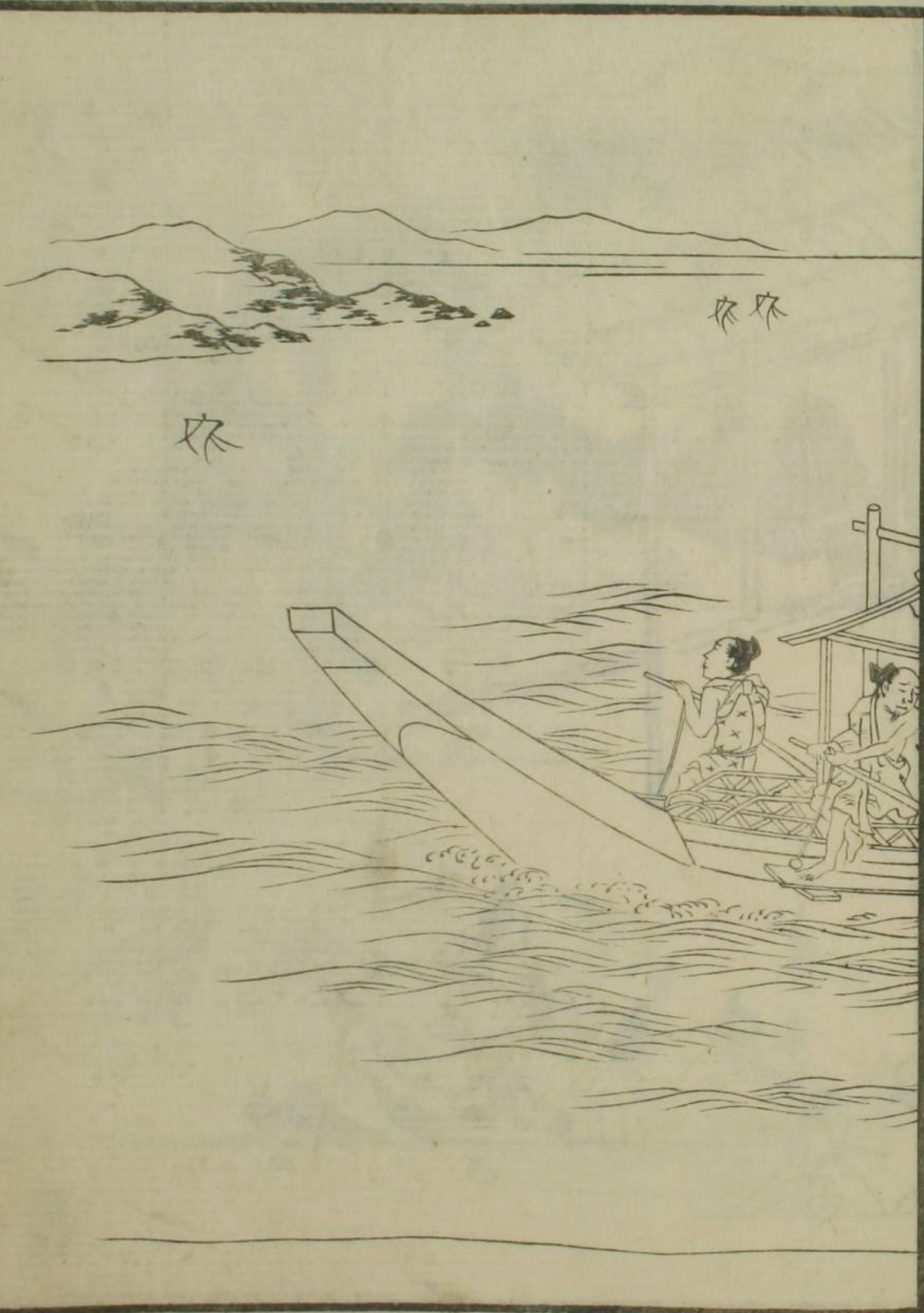
大增長天

外小應永世四天上月八日延文六年辛丑三月三日正和三年十月日の古碑あり四貫堂の後の方小建り

御傳記卷一

第廿四下總北國富木常忍初て聖人の且那と成事付常忍

堂と作聖人と置奉る事并一尊四井のる此條に下總北國中山の住人
富城比常忍ハ本ハ因幡乃ら小富城比人なり一々後小中山小住富木
殿とて申々る事乃ら小常忍鎌倉一糸勤此時來りてそに船小乗今や
漕出ぬらんとたれも小所小聖人えりやうらうらと渡りまた常忍船小おむ
うひな小便船とて仰けり下部の侍安うらら思ひし此より富木殿
申入々此ハ出家の事苦しうらうらとことゆきし船乃らり小のせ
奉るもやより法花弘通の聖人舟小まは龍神も加護有けり
小や逆風忽順小變し船ハむなく鎌倉に着し六皆三舟よりぞ上
りけり聖人え法いり上らせまひ此はの御りつる事一常忍
侍ると馬にうそをひ引けりかくれく小成事なふ事一常忍ハ
かまくらをつと免らる御いと下し給ハ本國中山小を歸らる



日蓮上人土岐常忍
 船へ便船と乞ひて
 鎌倉より中山山到り
 給ふ岳

註画讚

たちうさる

舟のうさる

を社ぬ

舟のぬははの

舟のぬははの

日蓮



武陵
 吉
 雅

日蓮上人法華堂
にて法談の圖

○成田叅詣記卷二



〇二四



印

兼て用言乃船を走らば下ぐ小とも綱をとり出さるに聖人以前の舟
とそ之後しめられた時ありて之を向ひ便舟と仰有るは常忍に社
を見参せあまじく我にいほさや舟よりをり定僧也はふふの常忍
らねえに——とて又たなり舟小のせ参らる席らうく招奉り折ふふ
またる海士舟をのり友らありて浮世を渡り釣の糸浅うさる
打物語で常忍また聖人小らひ参らる事あり御僧は此比うくらに
渡らせをまふふとやとらは日蓮と云法師出らる諸宗をよめくふ
いひらら——法華經と説し事あらめはんは何れもに其趣を後
らをまふふ我はまふ——いとものごとくと事をもまらねで付ると有
をまふ聖人聞かえ——とらら聞覚え——物語申入べ——と仰ら社展ひ
たら小座を組む諸經小法華經のまら社たること十界皆成佛のま
經と引論を引らるとふらら社の庵んぞつをもつてふらやうふ此趣也

と申のふせをまふ常忍はとと御物語を聞らるを扱くまらせうな
らと——これ其日蓮のまら人よらばはははは先ハ御僧もとと聞らば
らと——物つれとまらくかんとらららたもは社々ん其日蓮はいつら
ごねのひ——小座——御僧こそ日蓮聖人こそ御座有ら免此世のたりの免
くらばは我もまた彼岸——御渡り——とふら御勢と結びそめ舟
よりあがらる社より聖人といきかひ奉り中山小座——置参らむ
社んごら小仕へける其後聖人のまららはつ常忍が宅よりせ給ら有
らと——と隨喜——常忍屋形のうらふはら百間とら堤を築其中に
まら——そらと土を——とね堂をまららひ聖人の清まらけふをまら
らら其時聖人こつらら一尊四菩薩を御にせえふら社此所安置
法華堂と名付百目御は淡る社——なるまららら常忍ハ聖人入
滅後出家——中山に開山富木日常と申たる

○高祖年譜小蓮師姓八貫名氏安房國長狹郡小湊人なり父八次郎重忠
母八清原氏貞應元年二月十六日小生る名八善日唐年十二より郡の清
澄寺に入り道善を師とし學ぶ名を藥王唐と更む年十六羅漢受戒す
名八蓮長字を是生と号し後日蓮小改む真言義と學尚諸宗の學を究
んと欲し年十七鎌倉小遊ぶ年廿一渡房州小歸る再鎌倉小如き尊海小隨
て叡山小登り東塔に圓頓房に住し留學十二年此間を以京師泉涌寺三
井寺南都諸大刹紀州高野山攝州天王寺科長聖德太子堂男山八幡祠等
小遊び各所に所學を伺ひ頗る其要領を得たり時或儒家に就講説を
聽こ又藤原為家小謁し和歌と受叡山小歸る年三十一其業成將小
房州小歸んとて伊勢を過天照大神祠を拜し清澄寺に歸る時年三十三
是歲四月廿八日初て法華題目と唱且四言の規と建て云念佛無間禪天
魔真言亡國律國賊邑主平景信道善と謀り六社を逐淨顯義淨竊小青

蓮房小寓せしむ五月鎌倉小入十一月台家小僧成辨授化を日昭と号
以年三十三日朗弟子とたり年三十七父を喪年三十九鎌倉松葉谷小在り
立正安國論と著し是歲八月二十七日之夜宗化と憎む徒僧俗數百人師
を文室と襲ひに社と焚く師傍の窟小匿行て免る總州小遊び富城氏に
寓し一尊四井と鬼子女神とを手刻し年四十武州恩田小如く吉田大祝
兼益小就て神道の秘奥と問ふ遂に鎌倉小還る是歲五月十二日平長時師
の異教と唱と惡む豆州伊東に竄る移て和田小居る年四十二平時頼師
代教し鎌倉小反りしむ又松葉谷小居る年四十三宗教一策と著し
法華真言と優劣は八月房州小歸り母と省む華房蓮華寺小寓し十月
師小松原小あり景信浄土と信し黨と率し師と圍む弟子鏡忍に社小死
し師亦傷く天津城主工藤氏來り救て關死し師因て免ることを得たり年
四十四總州小如き常州筑波と過り野州那須に温泉に浴し宇都宮小い

なる再び徳州小出ふ年四十六母清原氏没を富木氏の子祝鬘弟子とす
是と日頂とす年四十七蒙古の書信ありと聞て書と鍾倉の士宿屋光則小
托して外寇あらんとを論ぞ又執權時宗に上書して諸宗の僧侶と法問
は是非官廳と論ぜん事成清ふ年四十八甲州より如き相州小帰る年五十
極楽寺良觀等と訴ふつて師を官小召驗問ふその事と佛法小化し
國家と乱と以て斬小當は是歳九月十三日時宗家臣頼綱小命して師と
捕へ街路小徇へ又朗公等六人と囚へ即夜師と龍口小斬らしむ既小く
赦して佐渡小隔は年五十一佐州大野小在り四月移て石田郷一谷小居
る年五十三是歳三月罪ゆるはれて二十六日鍾倉小歸る遂小甲州身延山に退
隱に法華取要と著る四方に僧俗欽慕來り歸る者益多く教化日々に
盛なり年五十八弟子日興小命し駿州小行教化せしむ宗と改る者衆し
實相寺嚴誓等妙忌して官に徳を官吏其徒二十四人と捕へ鍾倉小送り

地牢に下し師書を贈りてこれと諭は是歳弟子日法師の像と刻して後世
小貽きん事と清ふ像成る師自ら點眼を年六十身延山に新小一堂と捕へ
身延山久遠寺と号し年六十一四月手くく寶塔會と圖以師素より書画
と善む尤書に工なりと云此秋風と患ふ九月諸徒小告て曰吾思ふ所あ
りて武州池上小往んと即延山と敷へ十八日池上小宗仲小いつる二十
五日安國論と講に畢て衆小告て曰三七日中吾化せんとい十月八日上
足六人胎朗興向頂持と定て衆小遺入りて字子と見るに吾が如くせしむ
十三日衆と俱に方便品を誦し入佛知見道故の句に至て遂小示寂し其壽六
十一法臘四十六葬儀礼小遵ひ山中小閣維多十六日遺骨と收て遺命と以
て延山小送り其明年正月別小一堂と營へ遺骨と安る後七十年曆中
詔ありて大菩薩の号と賜ふ以上要

高石明神社 高石村にあり神功皇后と祀り神跡石ありと云九月九日と祭

堅三尺寸を横尺寸三寸

高石神村小泰福
寺と三目家の寺あり
此寺小日宿の碑あり
域中朝比奈氏の碣石

南無妙法蓮華經

南無釋迦牟尼佛
南無釋迦牟尼佛
元弘二年申七月八日

銘日書豆風
南無法主聖人
為光師日祥
聖靈嚴等覺

目とく別書泰福寺なるを

○阿須波神社

万葉集卷二十

上總國防人歌

爾波奈加能阿須波乃可美

爾古志汶佐之阿初波伊波波牟加倍理久麻但尔

古事記小大年神の子

に庭津日神次阿須波神云くとつりて竈神祈年祭祝詞小座摩乃御巫乃

称辞 竟奉 皇神等能 前 白 生井榮井津長井河須波婆比支 御名者白

氏云と見ゆ是は庭中にも柴もて神籬とつり初小造るなるべしを

をこしむはしとハハりあはれはも吾老之臣元曆本に沉小作さ右一首

帳丁若麻績部諸人

帳丁ハ主帳丁之按小此哥防人ダ父母妻のりえり

歌とて諸人此下字脱とて以上畧解能説なり按小式神名帳小越

前國是羽郡是羽神社の古事記傳小阿須波神名義未考得はされ嘗

小強て云ハ是場の意もや是を阿須と云ハ左小引地名の是羽を是なり

凡て何処も此人此是踏立る地を是場と云今世の言小毛是場は好悪

ふゆ云此ふりはて凡て場と云ハ庭の畧にて大庭を意富婆と云類多し

又場字をも亦波と訓こともあり何ふまは事を為は地と某場と云さて

某場と云と云ハ音便して濁れども亦波の畧を此ハ波と清言なり故

此は神名は波ハ清音小唱ふるなりて此神ハ人の物牙行とも萬の事

業をなすとして是踏立る地を守坐神なり故小家毎小祭小や袖中

抄小上總國小阿須波と申神たると云ハ非なり又亦波奈加と彼國の

地名とて説もろろ此哥に庭中之と云るを以て當首民家の庭小

竈神カマヤカミを、共小此阿須波神アスハカミをも祭りしこと知へし云々右に哥ハ
 末二句と味ふるに彼阿須波神ハ己ガ家ミヤにハ非で行前マサキの宿ヤドに祭祀
 多を伊波比イハヒ考行ユカむと免るなれど何國イセノミも家ミヤに祭祀事マツルコト多し
 たり或云庭中之麻アサと云あはれ文字あうりし枕詞マクノコトにて庭中に祭祀マツル
 てハかうし一足羽ハ足早の義之浪速ナミハヤと云ふと云とお水ミヅ小紫コムラサキの来
 とりふそししふりたり一首其意足早くゆきて歸りしこと云々
 と云へりさて以上其説あてハ禁中に祭りし神と越前も祭りし國々
 小も祭祀マツルふるらん上總カミツネと云ふ所防人の歌ふよりしこと云々
 下總シモツネと云ふ上を下ゆ誤れしゆらん終ハジマるるべし上總下總の錯誤ハ
 往々おふんるる江都名所園會エドナマシロウヰに海神村に龍王リウオウ祀マツルはり
 ぬしいとしなな阿須波社アスハカミハ公津村麻賀多神社ウツノムラマカタノカミヤの志社シヤあり
 此外ソノトモも行ありや儀者の考シラベとあり

○勝間田池 萬葉集巻拾六 廿七丁 獻新田部親王歌一首 勝間田之池者我知

蓮ハス無然言君之鬚無如之 左註小右或有久聞之曰新田部親王出遊于堵
 裡ウチ御見勝間田之池感緒御心之中還自彼池不忍憐愛於時語婦人曰今日
 遊行見勝間田池水影濤々蓮花灼々可憐斷腸不可得言爾乃婦作此戲
 歌專輒吟詠也とあり勝地吐懷編勝地吐懷編小勝地吐懷編標注云難契冲涼全袖中抄
の意を略して舉ぐればなり美作下總
此云説も非なり 今日遊行見勝間田池と云又出遊于堵裡御見勝間田
彼抄あり
 之池之池とあり按小萬葉集堵の字數所小あり皆都の字に通鈴屋云都堵たり
の音通萬葉
小注あり古事記小復奏を覆奏書紀小 然然まハ堵裏と云ふハ都裏都裏小て奈良近
復命を服命と書なる類ありと云々
 之所之所なな今日遊行と云ふ餘國小出ぬと知る知る事あり真儀抄歌
 枕名寄等枕名寄等此書小ハ美作國ありとする和名類聚抄和名類聚抄に美作國勝間田郡勝
 田郷勝田郷ありと云ふ同書同書に加都多と訓訓をまま三代實録貞觀二年八
 月此條小美作國勝間田郡とあり又遠江國碓原郡勝間田郷勝間田郷あり此段小
 ハ和名抄小も加都萬多と訓訓を勝間田と云て加都万田と訓訓を事とみゆ

勝間田と勝田との書と諸國郡郷の名二字小限多し割免出しをり
らる後此事をさへハ雲御抄兼郷上代集類聚名寄和歌集等能
書小下徳國と云是ハ印播郡小勝田村上下小あり此社小下は社一説な
らん齋藤氏の説小葛飾郡本郷の溜池勝間田と云地小はき歌なとよみ出ん
る右社外小も其名ある地あらんよ其あり死ふあらねと美葉集のハ
らたうす大和の國なると

勝間田に池を千載集にのをも池をふり堤つて水もなると一勝
間田小をも居らんと云歌小なりある池と云まると美葉集此左
注も水影濤々とあるは元より水なる池小ハ何らぬなると一伊能
顔則云勝間田ハ籠田カクヤと云義も今云さう田之とつとも親しく通
り其田より地名となす其地小ある池をうつきたに池と云たると一
新拾遺集以下の集にも多く水なる池とよめはるこのらるる

一と云へり

○盃の井 藻塩草小東路よさしてこんとも思つと盃の井小影をうつ
しとみゆ此歌秋の寐覺卷之六小下徳とす土人は傳小酒々井村の榮福
寺の寺内小ある井是なると云今埋れて或云千葉郡小坂月村より此村
少何と堰おとさる一と云共小顯證をなけ社を何社とぞ定めたる
一東路といへるひろきとてにて必下徳と云たも社社を疑とらるに
一うさ社と姑く秋の寐覺小なり考る小坂月村方なるべし酒々井小は
をいと文字音小ふひさけおとハ言つをこもと主水モントと云人ふと居りし
地ありし故ならんや程思ふに懐中抄小水々さけうきふらせと云なる社
ぬいふまを川といへると云一と云歌はり是も寐覺小下徳と一
或ハ文間川モンマのといへり即小貝其の文字音を訓ふよみふと云と云
なると一と云松戸と更級日記小まをさへ印播治を田國雜記小ハこれ歌小酒

井と酒次井ともうさしをはつつきと訓よきにせしや猶考ふ

蓋の井の一條ハ酒々井驛の下に
出ずるを叙ふ此ハくにの事

總社明神社 栗原本郷村小あり社の傳詳ふらる別當を神司院萬善寺と

云新義真言宗小作 九月十五日に神事あり社の東の方に稲荷の祠あり此祠

乃傍小葛の井と云あり 銘文後小 何の謂なきを詳小せん

○或云惣社ハ昔一國守の其國に官社を府中其邊り一合祭ら此泰指の便

せられしものあり武蔵常陸上總等皆府中の邊小惣社あり其外國

も同一と云ふと云

○古本今昔物語集 卷十九 今昔陸奥守トシテ平維叙ト云者有ケリ貞盛朝臣ノ

子也任國ニ始テ下テ神拜ト云事ストテ國ノ内ノ所々ノ社ニ参り行キケ

ルニ□□ノ郡ニ道邊ニ木三四本有ル所ニ小サキ仁祠有リ云々是ヲ見テ共ニ

有ル國ノ人々ニ此ニハ神ノ御スルカト問ケルニ國ノ人ノ中ニ年老テ舊キ

事ナド思ユラムカシト見ユル廳官ノ云ク此ニハ止事无キ神ノ御マシケ

ルヲ昔シ田村ノ將軍ノ此ノ國守ニテ在マシケル時ニ社ノ称宜祝ノ中ヨ

リ思ヒ不懸メ事出来テ大ニ罷成テ公ゲニ被奏ナドシテ神拜モウカレ

朔幣ナドモ被止テ後社モ倒レ失テ人參ル事モ絶テ久ク罷成ニタル也

ト祖父ニ侍シ者ノ八十許ニテ侍シカ然ナム聞シト申侍シ也云々守此ヲ

聞テ極テ不便ナリケル事カナ神ノ御錯ニハ非ジ物ヲ此ノ神本ノ如ク

崇メ奉ラント云テ云々其郡ニ仰テ忽ニ社ヲ大ニ造ラセテ朔幣ニ参リ

神名帳ニ入奉リナトシケリ云々 神拜のしと猶袋草子更級日記其外の書ふも

○東鑑 卷六 小文治二年五月廿九日條 神社佛寺興行事二品日來思食立

由且所被申京都也且於東海道者仰守護人等被注其國總社并國分

寺破壊及尼寺顛倒事等是重被經 奏問隨事體為被加修造也

同書 卷六 貞應三年二月廿二日條云一昨日 廿日 丑刻當國總社并富士

新宮等焼失神火云々同書卷十建久三年八月九日條總社柳田

○河内志志紀郡條小總社在國府村古昔國府必建社有事于國內官社則國司率僚屬先修典禮於此其儀猶京師神祇官然總社傳考證所引

○總社傳記考證小國府祇總社ハ朝廷祇神祇官小擬一國の神祇官と云ふハ四時祭式上卷二月祈年祭條小祈年祭神三千一百三十二座大四百九十二座三百四座案上官幣一幣二百二十七座國司所祭小二千六百四十座四百世三座案上官幣二百二十七座國司所祭と見え神名帳小入たる神社ハもて祈年祭小預り給ふハナリと云ふ

高二尺八寸 中九寸

葛羅之井

山州名跡志野郡葛井アリ上ニ社アリ明星ヲ祭ルト云イカナルケアルニヤ共ニ郡名ト因アルヤトニ思ハル

右 文化九年申春三月建
左 下總葛鹿鄉隸栗原神祀瓊杵地出醴泉豐姬所鑑神龍之淵大旱不涸湛手維田名曰葛羅不絶綿々 太田覃撰

○名所今歌集上五十葛飾野

野あそひ いさけふふをともたさきなりうらうらむに若菜はよるや 古道

秋のほろけぬ 小なをのろろわは田あちりてほろけぬ初風をゆく 春郊

厚 秋風小海山ふちて小なをのろろわは田あちりてほろけぬ初風をゆく 枝直

冬のはじめは 冬は初つあきらもつく身はるるる野に冬心にあり 茂子

○香取神宮ハ香取郡小なり。寒川神社ハ千葉郡三山村小なり 説本編小

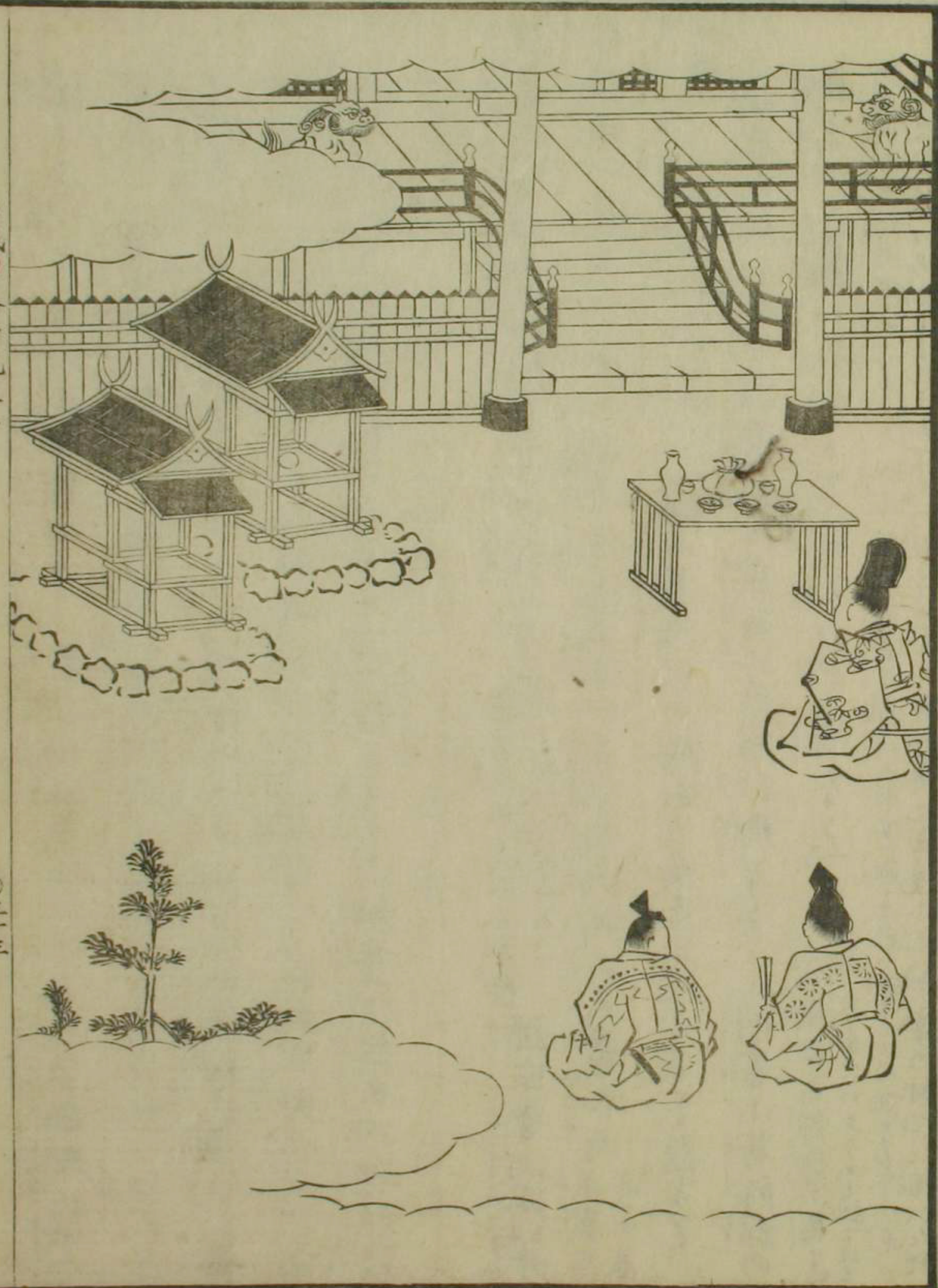
詳なり。蘇我叱咤神社ハ同郡蘇我野村ナリ。石室地十石祠官中村氏

今家絶り別當春光院。老尾神社匝理郡生尾村小なり。祠官香取氏別當

神宮寺今絶り西福寺とてつとむ。麻賀多神社印幡郡公津臺方村

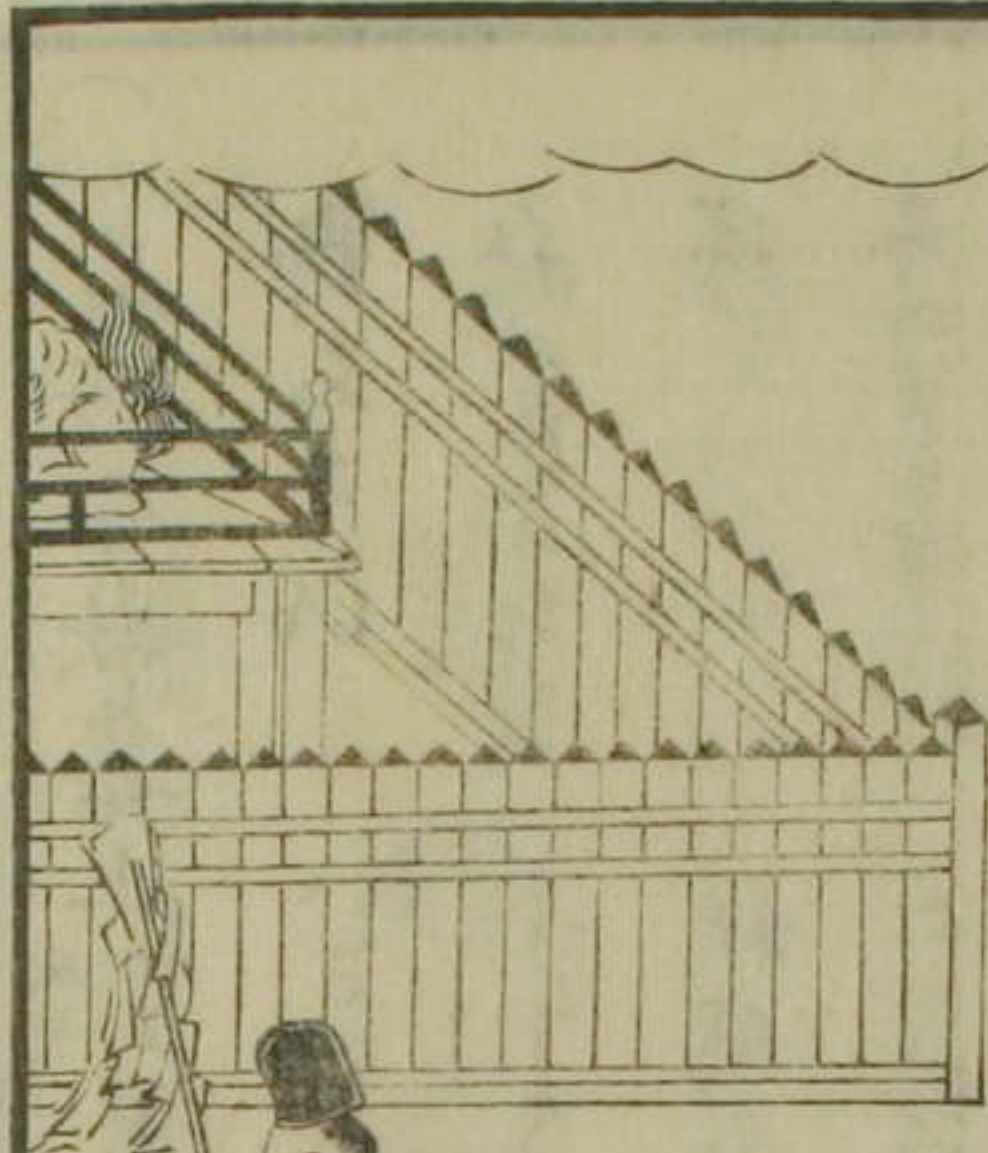
あり祠官太田氏別當船方村薬師寺。高橋神社聖地三拾石下野國都賀

郡高橋村ナリ祠官持田氏別當神宮寺 健田神社結城郡小塙小あり祠官絶り別當乘國寺。桑原神社岡田郡國生村小あり今祠官別



國司部内の
官社と祀番

- 延喜式神名帳
香取神宮
寒川神社
蘇我比咩神社
老尾神社
麻賀多神社
高榊神社
- 健田神社
桑原神社
茂侶神社
意富比神社
螭蟠神社
式外代實録
小松神社



武後志

成田叅詣記卷二終

江川仙太郎刺



